保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー用)

(保育所名)

提出日 平成 年 月 日

A ≟.	m	_	ਜ਼ਾ ਦੇ	/-	_	日生(ᆂ	, 🗖 \	40
名前	75	• 4	平风		Н	口生(尿	ケHノ	組

※裏面にく生活管理指導表記入時の注意事項>あり

				病型•治療		保育所で	の生活上の留意点		★保護者			
						A 給食·離乳食			電話:			
	1.食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎					1.管理不要						
	2.即時型					2.保護者と相談し決定						
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					B アレルギー用調製粉乳						
	食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他:					1.不要			★連絡医療機関	對	••••••	
	B アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)					2.必要 下記該当ミ	急連	医療機関名:				
	1.食物 (原	因)	ミルフィー・ニュー	絡					
۱۵ア	2.その他(医	麼薬品・食物	依存性運動	動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレル	/ギー・) エレメンタルフォー	先					
食ナ 物プ	C 原因食物	•診断根拠	該当する	食品の番号に○をし、かつ《 》内に診断	根拠を記載	その他(
アフ	7 1.鶏卵 《 》 [診断根拠]					C 食物・食材を扱う活動						
1, 1	2.牛乳・乳製品 《 》 該当するものすべてを《》内に記載				1.管理不要		電話:					
レルキ	[] O.11交				2.保護者と相談し決							
ギシ	F 4.ソバ 《 》 ②食物負荷試験陽性 。				D 除去食品で摂取不可能なもの							
¹	5.ピーナッツ	/ 《	»	④未摂取		病型・治療のCで、除	去の際に摂取不可能なものに〇	記載	战日			
± ~	6.大豆	«	》			1.鶏卵:	卵殻カルシウム		平成	年	月	日
あり	7.ゴマ	«	》			2.牛乳・乳製品:	乳糖					
199	8.ナッツ類*	< <	》	(すべて・クルミ・アーモンド・)	3.小麦:	醤油∙酢∙麦茶	医部	币名			
ななしな	9.甲殻類*	«	》	(すべて・エビ・カニ・)	6.大豆:	大豆油・醤油・味噌					
しな		貝類*《	》	(すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・)	7.ゴマ:	ゴマ油					$\overline{}$
	11.魚卵	«	》	(すべて・イクラ・タラコ・)	12.魚類:	かつおだし・いりこだし				(印
	12.魚類*	«	》	(すべて・サバ・サケ・)	13.肉類:	エキス	_				
	13.肉類*	«	》	(鶏肉・牛肉・豚肉・)	E その他の配慮・管	理事項(自由記載)	医疗	療機関名			
	14.果物類*	«	》	(キウイ・バナナ・)							
	15.その他			()							
				核当する項目に○をするか具体的に記載	はすること」							
	D 緊急時に											
	1.内服薬:抗)、ステロイド薬()								
	2.アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」)											
	3.その他()							

- ●保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員全員で共有することに同意しますか。 1.同意する 2.同意しない
- 1.同意する 2.同意しない ●消防署との情報共有に同意しますか。 1.同意する 2.同意しない

22

保護者署名		

く生活管理指導表記入時の注意事項>

【病型・治療】

C. 原因食物·診断根拠

保育所にはO歳児も在園しており、まだ摂取していない食品があります。その食品の除去が必要と判断した場合には、「④未摂取」を選択してください。特異的IgE抗体陽性が確認されている場合には③と④を選択してください。

【保育所での生活上の留意点】

C. 食物・食材を扱う活動

乳幼児は何でも口に入れる傾向があるため、注意が必要となります。小麦を使用した粘土、豆まき用の豆、牛乳パックを使った活動など配慮が必要な場合は、「2. 保護者と相談し決定」に〇をしてください。

D. 除去食品で摂取不可能なもの

この欄の右側に挙げられている食品はタンパク質含有量が非常に少ないか、発酵によりタンパクが完全に分解されているために、該当食品に対するアレルギーがあっても多くの場合に摂取可能なものです。摂取不可能な場合にのみチェックするようにしてください。